

# 所得税 市・県民税の申告はお早めに

## 所得税の確定申告

所得税の確定申告期間は、2月16日(木)～3月15日(木)です。大和税務署が表1の日程で窓口を市役所に開設します。土・日曜日は申告はできません(同署のみ2月19日・26日の各日曜日、確定申告の相談を受け付けます)。

主な収入が営業や農業などの事業所得、不動産所得、分離譲渡所得、退職所得の方、青色申告をする方、住宅借入金等特別控除を受ける方は、税理士か同署に相談してください(土地・建物・株式などを売却した方と贈与を受けた方は、同署☎046・262・9411へ問い合わせてください)。

持ち物は▼印鑑▼23年分源泉徴収票▼支払社会保険料の年間集計額(国民年金保険料がある場合はその証明書)▼各種控除証明書▼22年分の確定申告をしている方はその控え▼申告する方の銀行など口座番号の控え(還付がある場合)▼筆記用具▼電卓▼申告書(届いた方のみ)▼医療費控除を受ける方は医療費の領収書と健康保険などから戻ってきた金額の分かるものが必要です。

お願ひ  
期間中は駐車場が混雑するので、バスなどの交通機関を利用してください。

## 便利でお得なe-Tax (所得税電子申告)

■手続きは簡単  
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成したデータを直接申告できます。

■最高4千円の税額控除  
本人の電子署名・電子証明書を付して電子申告すると、最高4千円の所得税の税額控除を受けることができます(19年分・22年分で税額控除を受けた方は、受けられません)。

■添付書類の提出・提示は不要  
医療費の領収書や源泉徴収票などを提出する代わりに、記載内容を入力して送信することができ、確定申告期限から3年間は、添付書類の提出や提示を求められることはありません。

■還付金の処理が早い  
約3週間で処理されます。詳しくはe-tax.nta.go.jpか同署☎046・262・9411。

## 大和税務署で還付申告を受け付け

大和税務署(表2・案内図)では1月から還付申告を受け付けます。給与所得者や年金受給者で、医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受け、昨年会社を中途退職し年末調整をしていない方が対象です。

自書や国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで作成した申告書を郵送することができます。封筒に申告者の住所、氏名を記入して、同署へ郵送してください。確定申告書などの控えが必要な場合は、返信用封筒(返信先記入、切手貼付)を同封してください。

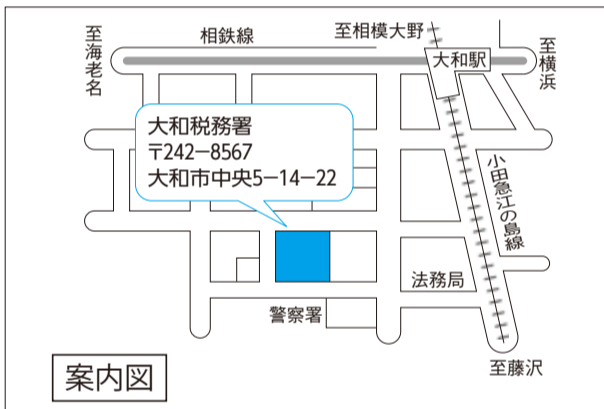
表1 市役所に開設する所得税の申告窓口

実施日	受付時間	場所	対象
1月30日(月) (年金受給者のみ対象 定員120人)	9:00~11:30 13:00~15:00	市役所7階 市民展示 ホール	(所得) 給与・年金・一時のみ 上記以外は受け付けできません。
1月31日(火)	9:00~11:30 13:00~15:00		(控除) 医療費・社会保険料・生命保険料など
2月1日(水)	9:00~11:30 13:00~15:00		
2月16日(木) ~3月15日(木) (土・日曜日は除く)	8:30~11:00 13:00~15:30		※1月30日~2月1日に提出のみの場合は、市役所1階J1-1会議室(受付時間は9:00~11:30)

※混雑状況により受付締切時間が早まる場合があります  
※相談後の確定申告は電子的送付を行います

表2 確定申告などに関する問い合わせ先

内容	申告期間	電話
確定申告 譲渡所得	2月16日(木) ~3月15日(木)	大和税務署☎046・262・9411 (自動音声による番号選択)
贈与税	2月1日(水) ~3月15日(木)	
消費税	4月2日(月)まで	



## 介護保険料・一部の介護サービス利用料なども控除の対象(確定申告)です

介護保険料は、確定申告の社会保険料控除の対象です。1月中に郵送される「23年分国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付額のお知らせ」で確認してください。

訪問看護など一部の介護サービスには、利用者負担分が医療費控除の対象となるものがあります。サービス事業者が発行する領収証を添付して申告してください。

要介護認定を受け、一定の要件を満たしている方は障害者控除を受けることができます。控除に必要な「要介護認定者における障害者控除対象者認定書」を交付しますので、必要な方は高齢介護課に申請してください。

おむつ代の医療費控除を受けて2年目以降の方に、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりとなる「介護保険主治医意見書内容確認証明書(医療費控除証明用)」も交付しています。

☎同課☎70・5636。

## 市・県民税の申告

市・県民税の申告は、23年度市・県民税を計算するための資料となるばかりでなく、介護保険・国民健康保険・福祉年金・保育料・児童手当などの算定基礎資料になるので申告してください。

1 所得税の確定申告をした  
2 同一世帯で扶養されている  
3 昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されているのいずれかに該当する方は不要です。

## 確定申告無料相談

税理士などが市役所で、無料相談に応じます。

日時 1月30日(月)~2月1日(水)(受付時間は表1のとおり。混雑状況により受付締切を早める場合があります)

場所 7階市民展示ホール▼対象 年金・給与所得者の所得税の申告(土地・建物や株式などの譲渡所得がある場合を除く)▼対象外 今年初めての住宅借入金等特別控除や給与所得、青色申告、譲渡所得、高額な所得、複雑

受け付けは2月15日(水)までは課税課市民税担当(窓口棟2階11番窓口)、2月16日(木)~3月15日(木)は7階市民展示ホールで行います(土・日曜日と祝日除く)。

持ち物は▼印鑑▼昨年の収入が分かる資料(源泉徴収票や給与支払者の証明書など)▼昨年支払った社会保険料や

## 大和税務署からのお知らせ

23年分法定調書の提出期限は1月31日(火)です。提出期限が近づくと、窓口が混雑しますので早めに提出してください。

●公的年金などに係る確定申告  
23年分以降に、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりまし

た。市・県民税の申告は従来どおり必要なので、注意してください(所得税の還付を受けるために確定申告書を提出することは可能)。

☎同署管理運営部門☎046・262・9411。

国民年金保険料、医療費、生命保険料、地震保険料などの領収書です。  
☎課税課☎70・5611。